

# 民間救急講習団体について

通称：FAST (First Aid Support Team)

神戸市消防局

## 1 概要

事業所等における市民救命士講習を推進するため、2006年に民間救急講習団体登録制度を制定しました。これにより、消防職員の立会いがなくても、登録された団体に属する救急インストラクターによる市民救命士講習（修了証の交付）を実施できるようになりました。

## 2 団体の登録要件

民間救急講習団体の認定の要件について、次のいずれかに該当する救急インストラクター等が3名以上在籍していることが条件です。

- (1) 市民救命士講習（救命入門コースは除く。）において、応急手当指導員立会いの市民救命士講習を2回以上かつ6時間以上の指導実績を有すること。
- (2) 前号の指導実績を有する救急インストラクターが立会いのもと、前号の市民救命士講習を2回以上かつ6時間以上の指導実績を有すること。
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に定める養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を有する救急インストラクター。
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第5項及び第6項に定める高等学校教諭、中学校教諭又は小学校教諭の保健体育又は体育の免許状を有する救急インストラクター。
- (5) 応急手当指導員。

## 3 登録申請

団体所在地を管轄する消防署長宛てに「様式第6号 民間救急講習団体（認定・変更）申請書」、「様式第7号 民間救急講習団体救急インストラクター等名簿」を提出してください。

### (1) 添付資料

団体の概要等が分かる資料

### (2) 認定期間

ア 団体登録の認定期間は1年間とします（認定年度の3月31日まで）。

イ 登録を更新する場合は、登録年度の年度末までに更新申請書を提出してください。

※申請は、神戸市スマート申請システム（e-KOBE）が便利です。

手続きができる申請書類の案内ページ「民間救急講習団体（FAST）制度」



## 4 講習実施要領

市民救命士講習を実施する場合、事前に講習場所を管轄する消防署に連絡をして、資器材借用

や修了証の受け取りについて相談をしてください。

講習指導については、神戸市消防局が定める「感染防止に留意した市民救命士講習実施要領」、「感染防止に留意した市民救命士講習の指導要領」、「AEDを用いた心肺蘇生の指導要領」を遵守して下さい。

(1) 講習種別

| 講習名           | 講習時間（再講習の場合） |
|---------------|--------------|
| 普通救命コースⅠ      | 3時間（1時間）     |
| 普通救命コースⅠweb講習 | 2時間（1時間）     |
| ケガの手当コース      | 2時間（1時間）     |
| 小児コース         | 3時間（1時間）     |

(2) 講習場所等

- ア 講習場所は神戸市内です。
- イ 登録申請を提出した管轄消防署以外の区域でも講習実施が可能です。
- ウ 講習受講者（修了証交付含む）、指導者は、神戸市在住・在勤・在学の方に限ります。  
※必要に応じて、指導者や受講者向けの傷害保険等にご加入ください。

(3) 指導者

- ア 修了証の交付をする場合は、必ず指導実績を有する救急インストラクターが立ち会って下さい。
- イ 指導者1名に対して、受講者は6～8名までとして下さい。

(4) 必要経費の徴収等

- ア 企業商品の販売、広告等といった営利目的と予想される講習や勧誘は禁止します。
- イ 基本的にはボランティアによる活動としますが、必要経費を徴収する場合の金額の上限は、受講者一人あたり2,000円とします。  
※必要経費—交通費、会場借上料及び感染防止用資器材など
- ウ 必要経費を徴収した場合は、領収等の写しなど、徴収した額がわかる資料を「様式第17号 講習実施結果報告書」に添付して下さい。

(5) 講習実施結果報告

- 講習終了後、消防署あてに「様式第17号 講習実施結果報告書」を提出して下さい。  
※申請は、神戸市スマート申請システム（e-KOBE）が便利です。

## 5 認定団体の取り消し

以下のような場合には、「民間救急講習団体」の認定を取り消す場合があります。

- (1) 市民救命士実施要領及び指導要領から逸脱した内容での講習を実施した場合。
- (2) 応急手当の普及啓発に関して、ふさわしくない行為を行った場合。

【担当：神戸市民防災総合センター 市民研修係】